田中・吉野会計ニュース

令和7年度税制改正をめぐって

★ News <u>対応の留意点と、"年収の壁"の概要</u>

"所得税の壁"

、"住民税の壁"

"社会保険の壁"

令和7年度(2025年度)税制改正により、いわゆる"年収の壁"について、<u>所得税が課される"年</u> 収103万円の壁"は、"年収160万円の壁"(給与所得控除65万円+基礎控除95万円) に引き上げ

られました。改正に伴い、住民税はどう変わるのか? また令和7年度 では変更のない社会保険料を課されることになる"年収106万円の壁" "年収130万円の壁"とは?

所得税"160万円の壁"

所得税改正への当面の対応と、他の"年収の壁"の概要・留意点をまとめました。

■ 所得税

(→ニュース 5 月号で既報)

<基礎控除・給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族の所得要件の改正> 【令和7年の源泉徴収事務】

- ・令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。
- ・改正は、<u>令和7年12月1日に施行され、</u>令和7年12月に行なう年末調整、令和7年12月以後 の源泉徴収事務から変わります。
- ・年末調整では、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税 額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(「源泉徴収税額表」は、令和8年分以後の「税額表」に改正が行われます。)

住民税"110万円の壁"

■ 住民税

<給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族の所得要件の改正>

- ・<u>個人住民税は、前年中の所得に基づいて計算・課税</u>されます。よって改正は、令和7年の1月 1日から12月31日までの所得を基礎とする**令和8年度の個人住民税に適用**されます。
- ・住民税は自治体によって変わりますが、都市部の多くの自治体の非課税限度額は、合計所得 45 万円。給与収入だけの場合、年収 190 万円以下の人は、給与所得控除が最大 10 万円引き 上げられ、55 万円から 65 万円となり、年収 110 万円以下で非課税となります。

■ 社会保険

社会保険"106万円の壁"

・年金制度改正法(2022年成立)により、企業などで働く従業員が加入対象となる「社会保険」(健康保険や厚生年金保険)について、労働者の加入要件が段階的に拡大され、令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の事業所で働く短時間労働者の、社会保険の加入が養務化されました。

「短時間労働者の適用要件=給与月額8.8万円以上(年収換算で約106万円)、週の労働時間 20時間以上、2カ月超の雇用、学生でない人(以上のすべてに該当) 社会保険"130万円の壁"

・<u>年収が130万円を超える(諸手当・交通費を含む)と、配偶者の社会保険の扶養から外れ</u>、上記加入義務の企業規模でない場合も、国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが生じます。

★ News <u>『年収106万円</u>の壁』撤廃へ?

年金制度改革法案(国民年金法等の一部を改正する 等の法律案)が 5 月 30 日衆院本会議で可決され、参院 に送付されました。<u>"106 万円の壁"の年収要件の撤廃</u> や企業規模要件の段階的撤廃が盛り込まれています。 〒462-0844

名古屋市北区清水 2-19-9 2F

税理士法人 田中·吉野会計

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259



発行:田中・吉野会計("年収の壁")